

山ノ内都市計画用途地域の変更（山ノ内町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	構成比
第一種低層住居専用地域	約 10ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	5.0%
第一種中高層住居専用地域	約 44ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	22.1%
第一種住居地域	約 21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	10.6%
第二種住居地域	約 39ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	19.6%
準住居地域	約 16ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.0%
商業地域	約 69ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	34.7%
合計	約 199ha	—	—	—	—	—	100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域の健全な発展と秩序あるまちづくりを進めるため、合理的な土地利用を図るため、用途地域を変更するものである。